

令和 6 年度神奈川県地域若者サポートステーション事業委託仕様書

1 事業目的

国の令和 5・6 年度地域若者サポートステーション事業仕様書に定める業務等を実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け各人の置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援を行う。

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 事業実施拠点

- (1) 神奈川県西部地域若者サポートステーション
(住所：小田原市城山 1-6-32 S ビル 2 階)
- (2) 神奈川県央地域若者サポートステーション
(住所：厚木市中町 2-12-15 アミューあつぎ 7 階)

4 事業実施対象地域

- (1) 県西部地域
小田原市、南足柄市、秦野市、平塚市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町
開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
- (2) 県央地域
厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、座間市、大和市、茅ヶ崎市、寒川町、愛川町、清川村

5 委託業務の内容 ※特に記載がない場合は県西部地域及び県央地域合算

- (1) 臨床心理士等による心理カウンセリング＜実施回数＞ 月平均 6 回以上
- (2) 若者キャリア開発プログラム
 - ア 国の令和 5・6 年度地域若者サポートステーション事業仕様書に定める「職業ふれあい事業、ジョブトレーニング等、支援対象者の職業的自立にとって有効性が見込まれる事業」
 - イ その他、支援対象者の就労意欲を向上させるためのセミナーや、就労に向けた基本的な知識や技術を習得するための講座等
＜アとイのプログラム例＞
 - ・就業体験、職場見学
 - ・ソーシャルスキルトレーニング
 - ・パソコン講座
＜実施回数＞
年間延べ 220 回以上
※支援対象者の状況に応じて各プログラムの開催頻度を適宜設定する。
※複数日にわたる連続したプログラムは 1 日あたり 1 回とカウントする。ただし、1 日を午前と午後に分け、それぞれ別の対象者向けに別テーマでの講座を実施する場合などには 2 回と認める場合があるため、事前に神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課（以下「青少年課」という。）と協議する。

- (3) 保護者を対象とした講習や若者の就労支援に関する講演会等

＜プログラム例＞

家族支援セミナー（有識者による講演及び相談会）

＜実施回数＞

年間延べ4回以上（市町村と連携するなどして県内各地で実施）

- (4) アンケート調査等の実施

本事業の対象者の実態・特性・ニーズを把握し、今後の適切な事業の方向性、目標を設定するため、令和6年4月1日から令和7年2月末日までの間に新規登録を行った本事業の対象者に対して、以下の項目を把握できるアンケート調査などの実施と結果の取りまとめを行い、発注者へ委託業務完了時の成果物と合わせて結果報告を行う。

ア 性別

イ 年齢(10代・20代・30代・40代)

ウ 職歴の有無(選択肢:正社員・正社員以外・職歴なし(求職活動経験あり・なし))

エ 本事業を通じて、対象者自身が改善したい内容(複数回答可)

(ア)生活習慣について

- ・就職活動を行うための体力を身につけたい
- ・時間を守る習慣を身につけたい
- ・規則正しい生活を送りたい

(イ)コミュニケーション能力

- ・集団行動に対する苦手意識を克服したい
- ・大きな声で話せるようにしたい
- ・相手の目を見て話せるようになりたい

(ウ)職業に関する意識

- ・仕事に対する偏見をなくしたい
- ・働くことの具体的なイメージを持ちたい

(エ)社会常識・能力

- ・自分で物事を決められるよう決断力を身に付けたい
- ・決められたルールを守れるようになりたい

(オ)自己肯定感

- ・成功体験を積み重ねて自信を持ちたい
- ・物事に前向きに取り組めるようになりたい

(カ)辛抱強さ(タフさ)

- ・物事に粘り強く取り組めるようになりたい

オ 来所の経緯

(ア)本人

(イ)親の勧め

(ウ)他機関からのリファー

(エ)その他（親戚・友人）

(オ)ハローワークからの誘導

(5) 関係機関との連絡調整等

神奈川県における若者支援機関等によるネットワークの構築及び維持のため、神奈川県が実施する会議等に参加するほか、ネットワークを構成する各機関と必要な調整等を行う。

(6) 定期報告

業務の実施状況、利用者の状況等について、報告書を作成し、青少年課に提出する。提出方法・項目の詳細については、青少年課の指示に従うこと。

※ 委託業務の実施について、新型コロナウイルス感染症の拡大等、対面による実施が困難な場合には、県と協議の上、オンラインによる実施等を検討すること。

6 業務実施体制

(1) サービス提供日・時間

＜神奈川県西部地域若者サポートステーション＞

月曜日～金曜日 10：00～17：00（日・祝、年末年始休み。土曜日は月1回開所）

＜神奈川県央地域若者サポートステーション＞

月曜日～土曜日 10：00～17：00（日・祝、年末年始休み。）

(2) 事業実施体制

ア 専門員等の配置

(ア) 県西部地域及び県央地域それぞれに臨床心理士、社会福祉士又は精神保健福祉士を1人以上配置する。

(イ) 県西部地域及び県央地域の総括コーディネーターは、スタッフの中から、神奈川県及び事業実施対象地域の市町村との連絡調整を行う者を1人以上指名する。

イ 報告

事業の実施に当たり、各業務の責任者を明らかにした実施体制について、青少年課に報告する。また、実施体制に変更があったときには、速やかに報告する。

7 その他

- (1) 本事業は原則として再委託できない。ただし、神奈川県が必要を認めた場合は、事業の一部について再委託を認める。
- (2) 本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別添「特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるとともに、定められた報告を行うこと。
- (3) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合においては、両者の協議により業務を進めるものとする。
- (4) 代金の支払方法については、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、神奈川県財務規則第105条の規定に基づき、概算払を行う場合は、当該事業完了後に経費の精算を行う。概算払を希望する場合は、その理由、支払時期、支払回数及び金額を協議のうえ、契約を締結する。